

令和4年度宮崎県介護ロボット導入補助金Q&A

Q1 介護ロボットにはどのような種類がありますか？

分類ごとに以下のようなものがあります。

種類	概要
移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器
	ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器
移動支援	高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
	ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器
見守り・コミュニケーション	介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
	高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器
入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

Q2 導入しようとする機器が補助対象となる介護ロボットか確認する方法がありますか？

経済産業省が実施している「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されているものは補助対象となります。経済産業省のホームページにある一覧表等でご確認ください。

経済産業省のホームページに掲載のないもので、対象になるかどうかについては県長寿介護課にお問い合わせください。（その場合は介護ロボットのパンフレット等の写しを提出してください。）

Q3 補助対象となる介護ロボットの数に制限はありますか？

制限はありません。ただし、同一機器を導入する場合は定員数までとします。
※全てのサービスで同様

Q4 補助金の交付決定前に購入したものは対象となりますか？

補助金の交付決定前に購入したものは補助対象となりません。県から交付決定通知を受けた後に購入したものが補助対象となります。

Q5 昨年度からの変更点はありますか？

ありません。(令和3年度から、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に、新たに「システム連動経費」が補助対象として追加されました。具体的には、介護ロボットとシステム連動可能な介護記録ソフトウェア、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットから得られた情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等が対象となります。)

Q6 レンタル又はリース契約したものは補助対象となりますか？

レンタル又はリース契約は、補助対象となりません。ただし、介護記録ソフトの5年パック等、一定期間(3年以上のものに限る)の使用権を購入する場合は対象となります。

Q7 事業所として、過去に介護ロボット導入に係る補助金を受けている場合は、今回申請できますか？

申請できます。

Q8 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか？

パソコン・タブレット・スマートフォン等などの汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象となりませんので、ご注意ください。

その他、消費税、機器のメンテナンス費用やインターネット回線使用料なども補助対象になりません。 ※インカムを導入する場合も同様

Q9 コミュニケーションロボット等の初期導入費用(導入時に機器セットアップをメーカーに依頼した際にかかるセットアップ費用)及びアップグレード費用は対象となりますか？

初期導入費用は補助対象となりますが、アップグレード費用については対象となりません。

Q10 インカムの導入の補助限度台数はありますか？

補助上限台数はありません。補助上限額(Wi-Fi 工事、システム連動経費と合わせて 750 万円)の枠内であれば何台でも可です。

Q11 同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所ごとに応募することは可能ですか？また、Wi-Fi 工事の補助上限額の考え方はどうなりますか。

それぞれの事業所ごとに応募することは可能ですが、応募状況によっては台数を制限させていただくことがあります。

Wi-Fi 工事については、事業所ごとに補助上限額を設定することになりますので、それぞれ 1 事業所につき、750 万円が補助上限額となります。

Q12 Wi-Fi 工事と介護ロボットの導入を別年度に実施した際は対象になりますか。

既に見守り機器を導入している場合は Wi-Fi 工事の費用が補助対象となりますが、Wi-Fi 工事を先行して行い、次年度以降に見守り機器の導入を行う場合は Wi-Fi 工事の費用は補助対象となりません。

(例1) R3 以前: 見守り機器の導入→R4: Wi-Fi 工事…○

(例2) R4: Wi-Fi 工事→R5 以降: 見守り機器の導入…Wi-Fi 工事分は×

Q13 Wi-Fi 工事、インカムの導入、システム連動経費を複数年度に分けて行う場合は、補助対象となりますか。また、過去に通信環境整備の補助を受けた事業所が、令和3年度から追加となったシステム連動経費の補助を受けることはできますか。

通信環境整備(Wi-Fi 工事、インカム、システム連動経費)については、原則1事業所につき1回限りの補助となるため、2回目の分は補助対象となりません。

ただし、システム連動経費については、令和3年度追加のメニューになるため、過去に通信環境整備を受けた事業所であっても、補助対象となります。

※上記の場合の補助額上限は、750万円から、過去の通信環境整備補助額を差し引いた額になります。

なお、これはあくまで特例的な取り扱いであり、過去に Wi-Fi 工事の補助を受けた事業所が、今年度インカムを導入する、というような場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

(例1) R3 以前: Wi-Fi 工事及びインカムの導入
→R4: システム連動経費の対象機器導入…○

(例2) R3 以前: Wi-Fi 工事→R4: インカム導入…×

Q14 事業所のサービス区分で対象外となるサービスはありますか？

住宅型有料老人ホームは対象外です。(介護付き有料老人ホームは対象です。)
また、居宅系サービス事業のうち、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売の事業所は対象外です。

Q15 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

事業完了後(購入・納品又は支払まで完了後)、30日以内に提出してください。
ただし、事業完了が令和5年3月10日以降になった場合は、令和5年4月10日までに提出してください。

Q16 本事業を活用して導入した介護ロボットを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能ですか？

本事業は、3年以上介護ロボットを使用することが条件になっており、導入後3年間は、毎年度4月末までに「導入効果報告書」により報告していただきます。
(例)令和4年12月に導入した場合
令和6年4月、令和7年4月、令和8年4月までにそれぞれ報告

Q17 介護ロボットの導入が関係する加算等がありますか？

特別養護老人ホームで見守り機器の導入割合等一定の条件を満たす場合、夜勤職員配置加算の要件が緩和されます。また、夜間における人員配置基準についても同様に、一定の条件を満たすことで緩和されます。

Q18 介護ロボットを導入することで、介護職員にどのような効果がありますか？

介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化につながる効果があります。例えば、移乗介助機器を使うことで、これまで人の手で行っていた移乗業務(ベッドから車椅子への移乗など)の一部を介護ロボットが担うため、介護従事者の身体的負担の軽減につながります。
また、見守り支援機器を導入することで、特に夜勤帯における巡回での見守り(入所者の状況確認)を減らし、必要なときにのみ駆けつけることが可能となり、業務の効率化につながります。

Q19 1台の導入で効果はありますか？

特に、見守り支援の機器は、1台のみ導入するのではなく、例えばユニット単位でまとめて複数台を導入することで、より効果が発揮されるようです。